

令和8年度実施

福島市職員採用試験(第2期)

受 験 案 内

受付期間	令和8年7月27日(月)午前8時30分～令和8年8月31日(月)午後5時	
第1次試験日	高校卒程度	9月27日(日)
	大学卒程度	9月7日(月)から9月27日(日)までのうち受験者が選択する日時
	社会人経験者	

『技能労務職』を募集します



- 「技能労務職」はこんなお仕事です。
→右記二次元コードより紹介ページをご覧ください。
- 筆記試験は「職務基礎力試験」「適性検査」のみ。公務員試験のための特別な準備は必要ありません。

試験職種、採用予定人員、及び職務内容等の一例

	職種	採用予定人員	職務内容等(本庁または出先機関)
高校卒程度	一般行政A	4名程度	主に一般行政事務の業務
	一般行政B(障がい者)	1名程度	
	土木	2名程度	道路、橋梁、河川、公園、上下水道、農林業施設などの土木工事の計画・設計・施工管理、都市計画・まちづくり、交通政策等の業務
	消防士A	4名程度	消火・救助・救急等の災害現場活動、火災予防等に関する業務
	消防士B(救急救命士)	2名程度	救急・救助などの救急救命業務(配属先によりその他の消防業務に従事)
	技能労務職A	2名程度	クリーンセンターにおけるごみ処理業務、支所・学校等における清掃・土木作業・文書送達業務、給食センター等における調理業務など
	技能労務職B(障がい者)	1名程度	
大学卒程度	建築	1名程度	公共施設の建築工事の計画・設計、施工管理、市街地の整備・活性化、住宅政策等の業務
社会人経験者	一般行政C	1名程度	主に一般行政事務の業務
	消防士C	1名程度	消火・救助・救急等の災害現場活動、火災予防等に関する業務 ※救急救命士の資格を有する方には第1次試験で得点加算があります。

※申し込みができるのは、1つの職種のみです。

※8月17日(月)以降、随時、各職種の申し込み人数等を福島市ホームページに公開予定です。

申し込む職種を変更したい場合は、福島市人事課(024-525-3703)に申し出てください。

ただし、受付期間終了(8月31日(月)午後5時)後の職種変更は認めません。

【注意】

同一職種内での同じ年度中の受験(申込)は、行政：3回、他職種：2回までとします。

受験資格

1 高校卒程度

職種	受験資格
一般行政 A 土木	平成 17 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた方（学歴は問いません）
一般行政 B （障がい者）	次の(1)～(3)のすべてに該当する方 (1)平成 8 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた方（学歴は問いません） (2)身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（※1） (3)活字印刷文による筆記試験に対応できる方
消防士 A	◇消防士 A 次の(1)～(4)のすべてに該当する方 (1)平成 13 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた方 (2)学校教育法に規定する大学（短期大学を除く）を卒業した方又は令和 9 年 3 月末日までに卒業見込みの方以外の方 (3)身体強健の方（※2） (4)採用後、福島市内に居住する方
消防士 B （救急救命士）	◇消防士 B（救急救命士） 上記(1)～(4)のすべてに該当し、かつ、次の(5)に該当する方 (5)救急救命士資格を有する方又は令和 8 年度に実施される国家試験に合格し救急救命士の免許を取得する見込の方
技能労務職 A	平成 13 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた方（学歴は問いません）
技能労務職 B （障がい者）	次の(1)～(3)のすべてに該当する方 (1)平成 13 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた方（学歴は問いません） (2)身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（※1）で、労務職としての職務が遂行可能な方 (3)活字印刷文による筆記試験に対応できる方

2 大学卒程度

職種	受験資格
建築	次の(1)、(2)のいずれにも該当する方 (1)平成 3 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた方 (2)学校教育法に規定する大学、短期大学、高等専門学校又はこれに相当すると認められる学校等において職種に必要な専門課程を修めて卒業した方若しくは令和 9 年 3 月末日までに卒業見込の方

3 社会人経験者 ～福島市への移住・U I J ターン就職を応援しています！詳しくは 8 ページをご覧ください～

職種	受験資格
一般行政 C	次の(1)、(2)のいずれにも該当する方 (1)平成 3 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた方（学歴は問いません） (2)民間企業や公的機関での職務経験が 5 年以上の方（※3）
消防士 C	次の(1)～(5)のすべてに該当する方 (1)平成 3 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた方（学歴は問いません） (2)身体強健の方（※2） (3)採用後、福島市内に居住する方 (4)受験申込時において、福島県外に在住の方（住民登録がある方） (5)福島県外の自治体等の消防職員として職務経験が 5 年以上ある方（※3）

※1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付要件について

受験申し込みまでに手帳の交付申請をしている方を含みます。ただし、令和 9 年 1 月末日までに交付されない場合は採用になりません。

※2 消防士の身体的条件について

第 1 次試験合格者に対し、指定する方法で以下の身体的条件を具備しているか確認します。

- ・視力 … 視力（矯正視力を含む。）が両眼で 0.7 以上、かつ一眼でそれぞれ 0.3 以上あること
- ・色覚 … 赤色、青色、黄色の色彩の識別ができること
- ・聴力 … 正常であること
- ・その他 … 胸部疾患がないこと

※3 社会人経験者の受験資格について

- (1) 受験資格は、申し込み時点で満たしている必要があります。
- (2) 職務経験は、フルタイム勤務のものに限ります。(正規・非正規は問いません。)
- (3) 職務経験が複数の場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。
- (4) 連続して1か月を超えて職務に従事していない期間は、職務経験から除きます。
ただし、産前産後休暇のみ通算します。(育児休業・育児休暇は職務経験から除きます。)
- (5) 第1次試験合格後、所定の様式により在職証明書をご提出いただきます。
在職証明書の提出ができない場合、第2次試験を受験することが出来ません。

欠格事項

次のいずれかに該当する者は、受験できません

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 福島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第1次試験

1 高校卒程度

(1) 試験期日及び会場

職種	試験種目	日にち	試験会場
全職種共通	筆記試験	9月27日(日) ※午前9時10分集合	次の会場のうちいずれか 1 福島市市民センター(福島市五老内町3-1) 2 福島市役所庁舎棟(福島市五老内町3-1)
消防士A・B	実技試験	9月27日(日) ※筆記試験終了後に実施	福島市立福島第二中学校(福島市桜木町5-20)

※試験会場及び時間は、変更になる場合があります。9月27日(日)の筆記試験会場は、9月11日(金)までに福島市ホームページ(市政>職員>職員採用>【令和8年度実施】福島市職員採用試験(第2期)第1次試験)に掲載する「受験番号及び試験会場一覧表」で必ず確認してください。

(2) 試験内容

① 筆記試験

職種	試験種目	出題分野
一般行政A・B 土木 消防士A・B	教養試験	時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力等について出題します。
一般行政A・B	適性検査	事務処理能力等について適性検査を行います。
土木	専門試験	数学・物理・情報、土木基礎力学(水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工から出題します。
消防士A・B	適性検査	消防職員としての適応性等について適性検査を行います。
技能労務職A・B	職務基礎力試験	基礎的な論理的思考力・文章理解・資料分析などに関する出題をします。
	適性検査	職員として必要な業務適性について検査を行います。

② 実技試験

職種	試験内容
消防士A・B	必要な基礎的運動能力等について実技試験を行います。

(3)持ち物

職種	試験内容	持ち物
全職種共通	筆記試験	(1)受験票（最近6か月以内に撮影した本人の写真を所定の欄に貼ったもの） ※受験票の作成方法についてはP 6を参照してください。 (2)HBの鉛筆、消しゴム、鉛筆削り、腕時計(時計機能のみの物に限る) (3)昼食(必要な方のみ) ※筆記試験の終了予定時間 一般行政A・B：午後0時20分頃 土木：午後2時30分頃 消防士A・B：午後0時30分頃（※昼食休憩後実技試験を実施） 技能労務職A・B：午前11時30分頃
消防士A・B	実技試験	(1)運動しやすい服装 (2)室内用運動靴 (3)飲み物 (4)タオル ※午後4時30分頃終了予定。実技試験会場にて解散。

(4)注意事項

- ・試験当日に受験票を忘れた場合や受験票に顔写真が貼られていない場合は受験できません。
- ・試験会場は敷地内禁煙です。
- ・車イス等の使用の必要がある場合は、事前にご相談ください。

2 大学卒程度・社会人経験者

(1)試験期日

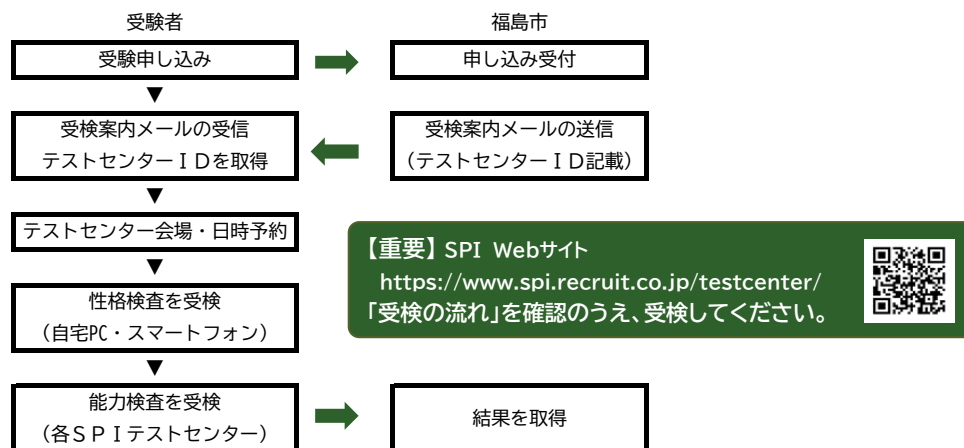
9月7日(月)から9月27日(日)までのうち受験者が選択する日時

(2)試験方法

9月27日(日)までに、各テストセンターにてSPI3(性格検査、基礎能力検査)を受検してください。

SPI受検の流れは以下のとおりです。

- ①受験申込みをされた方へ、9月6日(日)までにSPIの受検案内メールをお送りします。
- ②受検案内メールの内容に従って、テストセンターの会場等を予約してください。



資格調査

第1次試験の合格者について、受験資格及び申込書類等の記載事項、その他について調査します。

第1次試験の結果

(1)合格発表

令和8年10月13日(予定)に、第1次試験合格者の受験番号を福島市ホームページに掲載します。
また、合格者には直接通知します。

(2)結果の閲覧

第1次試験の不合格者は、試験の結果(総合順位等)を閲覧することができます。
閲覧を希望する場合は、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、学生証等)を持参の上、
福島市総務部人事課(庁舎棟4階)までお越しください。
なお、詳細は福島市ホームページでお知らせします。

閲覧時期：10月20日(火)から11月19日(木)まで(予定)

閲覧場所：福島市総務部人事課(庁舎棟4階)

第2次試験

第1次試験合格者に対し、以下により実施します。

※ 試験日や試験会場等については、第1次試験合格者に対し、直接通知します。

※ 第1次試験の結果などにより、試験日の追加・場所の変更を行う可能性があります。

(1)試験日

令和8年11月1日(日)及び11月2日(月)～6日(金)のうち1日の計2日(予定)

(2)試験会場

福島市市民センター、福島市役所庁舎棟(予定)

(3)試験内容

	試験種目		試験内容
高校 卒 程 度	作文試験 (技能労務職A・B は除く)	全 職 種 共 通	職員として必要な文章表現力等について作文試験を行います。
	適性検査		職務遂行上必要な適性について検査を行います(WEBによる実施を予定)。
	口述試験		主として人物について、 個別面接及びグループワーク による試験を行います。 ※技能労務職A・Bは、グループワークを実施しません。
	身体検査	労務職 A・B	職務遂行上必要な健康を有するか検査します。 ※医師が発行する身体検査書を提出してください。
大学 卒 程 度	専門試験		数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む)、建築設備及び建築施工から出題します。
	論文試験		職員として必要な論理性、表現力等について論文試験を行います。
	口述試験		主として人物について、 個別面接及びグループワーク による試験を行います。
社会 人 経 験 者	論文試験 (作文試験)		職員として必要な論理性、表現力等について論文試験を行います。 ※消防士Cは職員として必要な文章表現力等について作文試験を行います。
	口述試験		主として人物について、 個別面接 による試験を行います。

受験手続及び受付

受験の申し込みは、インターネットのみで受付します。

受付期間	令和8年7月27日(月)午前8時30分～令和8年8月31日(月)午後5時 ※受付期間内に正常に到達したものを有効な申し込みとします。通信機器障害等によりシステムが停止した場合でも同様ですので、十分余裕をもってお申し込みください。
申込方法	「福島市ホームページ>市政>職員>職員採用>【令和8年度実施】福島市職員採用試験(第2期)」のページから「採用試験申込ページ(LoGoフォーム)」にアクセスし、必要事項を入力の上、申込データを送信してください。 ※申込データ送信後、登録したメールアドレスに送信完了のメールが送信され、受付ナンバーが通知されますが、これは受験番号ではありません。受験番号については、下欄「第1次試験_受験番号を確認する」をご覧ください。 ※申込内容に不備がある場合は、受験できないことがあります。 ※申し込みを取り下げの場合は、福島市人事課(024-525-3703)へご連絡ください。
第1次試験	高校卒程度 (1)受験番号を確認する 申込受付期間終了後、9月11日(金)までに福島市ホームページに「受験番号及び試験会場一覧表」を掲載します。「福島市ホームページ>市政>職員>職員採用>「【令和8年度実施】職員採用試験(第2期)第1次試験」のページにアクセスし、受験番号等を確認してください。 (2)受験票を作成する ①「福島市ホームページ>市政>職員>職員採用>【令和8年度実施】職員採用試験(第2期)第1次試験」のページにアクセスし、受験票をダウンロードしてください。 ②印刷した受験票に、ホームページで確認した受験番号(※)や試験会場等の必要事項を記入し、顔写真(最近6か月以内に撮影したもの)を貼ってください。 <u>※例年、受験番号の欄に申請時の受付ナンバーを記入される例が多く見受けられます。</u> <u>必ず、福島市ホームページで確認した正しい受験番号(アルファベットと数字)を記入してください。</u> (3)試験会場を受験する ●試験当日に受験票を忘れた場合、又は、受験票に顔写真が貼られていない場合は受験できません。 ●受験票は筆記試験会場にて回収します。必ず、写しをとるか、受験番号を控えるなどしてください。 ●試験会場は敷地内禁煙です。 ●車イス等の使用の必要がある場合は、事前にご相談ください。
	大学卒程度・社会人経験者 (1)SPIテストセンターで受検する 申込受付期間終了後、9月6日(日)までに、登録したメールアドレスにSPI3の受検案内メールを送信します。 案内に沿ってSPIテストセンターでの受検予約をし、9月7日(月)から9月27日(日)までの期間中に、必ず受検してください。 (2)受験番号を確認する (1)の受検案内メールで受験番号をお知らせします。受験番号は合格発表や第2次試験等で使用しますので、必ず控えてください。

合格から採用まで

合格者は、試験職種ごとに作成される採用候補者名簿に登録され、令和9年4月1日に採用となります。

※令和9年4月1日以降の欠員状況等によるため、名簿登載者全員が採用されるとは限りません。

※採用候補者名簿の有効期間は1年間です。

※受験資格を満たさなかった場合は採用されません。

給与

初任給は下表のとおり、学歴や職歴に応じて、一定の基準により支給されます。

また、給料のほかに、福島市職員の給与に関する条例の定めるところにより、諸手当が支給されます。

高校卒程度

(令和8年4月1日時点)

職種	新卒者の初任給	【参考例】 職務経験年数を5年 有する場合の初任給
一般行政/土木	210,600円	236,000円程度
消防士	217,300円	242,000円程度
技能労務職	202,000円 (18歳の場合)	210,800円 (23歳の場合)

大学卒程度

(令和8年4月1日時点)

職種	新卒者の初任給	【参考例】 職務経験年数を5年 有する場合の初任給
建築	242,500円	256,000円程度

社会人経験者

(令和8年4月1日時点)

職種	学歴	【参考例】 職務経験年数を5年 有する場合の初任給	【参考例】 職務経験年数を8年 有する場合の初任給
一般行政	高校卒	242,000円程度	254,000円程度
	大学卒	259,000円程度	264,000円程度
消防士	高校卒	246,000円程度	256,000円程度
	大学卒	261,000円程度	266,000円程度

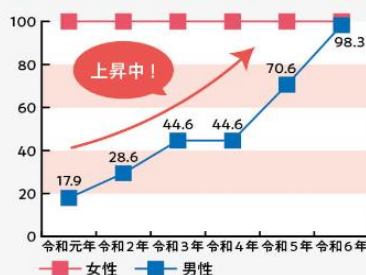
※職務経験を有する方は、【参考例】のとおり、その経験に応じて給料が増額調整される場合があります。

ワークライフバランス

●主な休暇制度

有給休暇	20日
夏季休暇	5日
結婚休暇	7日
育児休業	子が3歳になるまでの期間

●育休取得率 男性の目標値:100%



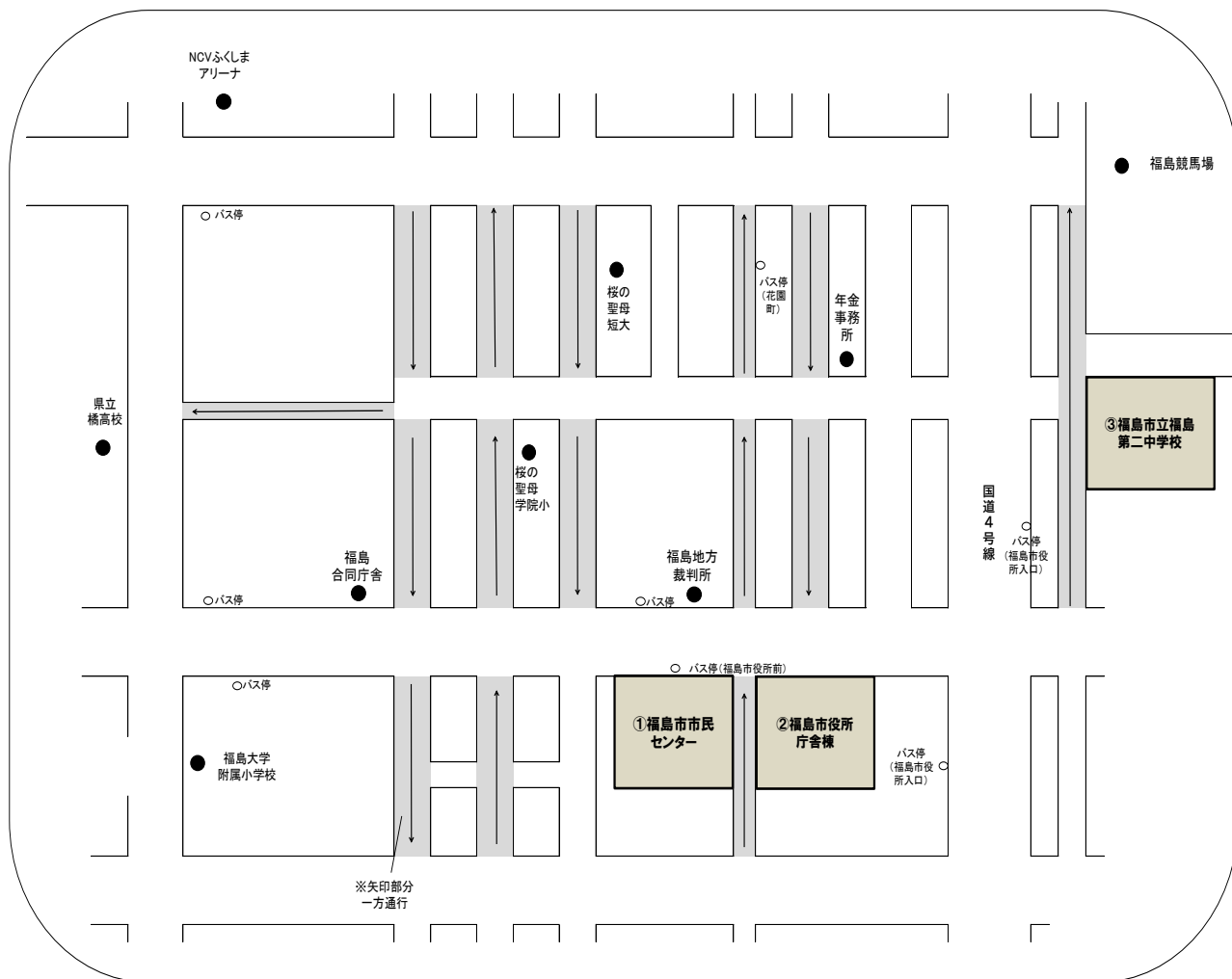
●時間外勤務 目標値:11.0時間(月あたり)



【福島市職員採用のホームページアドレス】

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/shisei/shokuin/1/index.html>





最寄バス停 ①②・・・路線（市内循環）バス「福島市役所前」下車徒歩約1分
 ③・・・路線バス「福島市役所入口」徒歩約3分
 ※自家用車（バイク含む）での来場は、ご遠慮ください。

問い合わせ先 福島市役所総務部人事課



〒960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL 024-525-3703（直通）

福島市へ移住・U・Iターン就職する方を応援します！

福島市では様々な**移住・就職支援制度**を設けています。
 詳しくはリーフレットをご覧ください。

〔移住支援制度の一例〕

- 福島三名湯を楽しめる**湯めぐりパスポート**を交付（交付要件有り）
- 移住に向け**現地訪問**した際の**交通費・宿泊費**を補助

〔東京圏在住の学生向け支援制度の一例〕

- **就職活動等**に要した**交通費**を補助
- 移住する際に係る**移転費**を補助

〔その他支援制度の一例〕

- 新婚世帯の**住居費**などの一部について補助



画像をクリック、
またはQRコードから
ご覧ください！

